

厚生科学特別研究班

資料 3

欧洲連合における医療機関から発生する放射性廃棄物の管理 (EUR 19254 EN) の概要

小泉 満 (研究協力者)

EUR 19254 EN

1999 年 2 月にブリュッセルで開催されたワークショップの議事録である。

EU 環境部が、EU 各国の医療機関における放射性廃棄物の管理状況を把握するために召集した会議である。まず、ベルギーをモデル国とし調査、報告を行い、その報告書を各国に事前に配付し、その報告書の形式に従った形での報告会をもつた。

会議のプログラム

- イ ベルギーのパイロット研究の概要報告と討論
- ロ パイロット研究を基にした各加盟国の報告
- ハ 総合討論
- 二 EU レベルでの管理を含む今後の行動計画の策定

イ ロ ベルギーおよび各報告書での事項

- 1 国家の法律規制の枠組み
- 2 考慮する放射性核種の範囲
- 3 医療施設の分類
- 4 医療施設から排泄された放射性廃棄物の年間集計
- 5 代表的施設で行われている実際の管理
- 6 施設を規制する法令上の条項
- 7 状況の改善の提言 および この分野での EU としてのハーモナイゼーションについて (ハ および 二)

1 国家の法律規制の枠組み

全ての EU の加盟国では、European directives および Nuclear Basic Safety Standards に影響をうけた法律的規定がある。法規は、放射性物質の取扱い、

放射性廃棄物の保管や廃棄に特に注意が払われている。これらの法規は、その専門分野の勧告やガイドラインによって見直されている。

2 考慮する放射性核種の範囲

ほとんどの EU 諸国では医療において放射性核種は広範に使用されている。ベルギーにおけるパイロット研究の記載は、極稀な例外を除いて正しい。

3 医療施設の分類

放射線治療、核医学、臨床検査分野で使用されている。これらの行為は一般的に別々の部門で行われている。

4 医療施設から排泄された放射性廃棄物の年間集計

分類

固体廃棄物（圧縮可能、圧縮不可能、可燃性）；

液体廃棄物（有機物又は無機物）；

その他の廃棄物：針、シンチレーション液体のチューブ、ワイヤーなど。

放射性医療廃棄物には、多くの危険性がある。放射性である事以外に、ウイルスや細菌感染性、毒性、傷害性（鋭利なもの）などである。幾つかの国では感染性の表示を要求し、また、他の国では危険性のないもの以外は引取らない。多くの危険性、特に感染性が全体的に問題となることである。

放射性医療廃棄物は放射線的には短または超短半減期で、放射能は少ないか非常に少ないかである。このような放射線的基準による放射性廃棄物の扱いは国によって、または同一国内でも異なる。廃棄物の分類法は処理の構造、方法、各国の規制により形成されている。

放射性廃棄物の全体量（各施設で減衰を待って捨てられるものも含めて）はある範囲にある。各国 1 年間で、 $1,000\text{--}2,000\text{m}^3$ である。また、中央処理されるものは、 $100\text{--}200\text{ m}^3$ （各国 1 年間）である。中央処理されるものは主に大学病院からのものである。大学では通常同一の処理機構で廃棄物は処理されるので、この廃棄物には大学の研究室で生じたものも含まれていると考

えられる。

5 代表的施設で行われている実際の管理

一般的に廃棄物の特性がこれを許す限り、濃度または放射能が基準値以下である場合は、施設は廃棄物を直接廃棄する；液状廃棄物は下水道に流され、気体廃棄物は大気に放出され、固体状廃棄物は病院の標準的な廃棄物と同じルートをたどり、認可された焼却炉で焼却又は公衆ごみ処理場へ輸送される。

放射能のレベル又は濃度が一定量を超えると直接廃棄できない場合、半減期の短い放射性廃棄物は放出できる状態になるまで現場で減衰保管される。この手順は、廃棄物の特性、利用可能な施設で資格あれば、殆どの規制によって認可される。

中央処理施設に輸送される放射性廃棄物は通常、医療分野の総放射性廃棄物の内 5%～10% の割合を占める；放射性廃棄物の殆ど（90%～95%）は直ちに又は減衰後に標準的方法（通常ごみとして）で出される。

特別な廃棄物の管理

一般的に、病原菌の危険性を持つ、シンチレーション溶液のような毒性があり危険性な廃棄物など の処理には容易な解決法はない。感染の危険性を持つ廃棄物は直ちには焼却できない；処理も方法は加盟国間で異なっている。そのような廃棄物は特性明記の上で中央の処理施設に輸送する国、病院の現場で最初に除菌しなければならない国がある。

シンチレーション液は、通常中央処理施設に送られるが、一時的に現場で保管され及び希釀され、特定な防護措置が取られ最終的に下水道に排水する場合もある。

患者の入院

甲状腺疾患又はがんの治療を受ける患者の扱いは加盟国によって大きく異なる。95～800MBq のヨウ素 131 が投与された患者に対しては特別な方法が

取られなければならない。明確な放射能しきい値（ベルギーは 400 MBq 及びスウェーデンは 600MBq）を超えると、患者はその家族及び周囲の者の被ばくを防ぐために入院しなければならない。残留放射能が特定の値を超える期間は、特別に認可された部屋に入院しなければならない。これらのしきい値は、加盟国が承認する家族及び環境の防護に関する政策によって異なる。それゆえ、加盟国の間で相違があり、そのような患者の入院期間が数日から約 1 週間と異なる。入院費用を考慮すると、患者が外国での治療を探すようになり、加盟国内に歪みを生む。

幾つかの国では、防護措置として、液体放出の認可レベルに合わせて、これらの患者の尿を収集又は病院の緩衝貯留槽を使用する。他の幾つかの国では、環境影響の評価後、そのような患者の退室を制限しないことにした。

他のケースにおいて、通常（ストロンチウム 89 を除いて、ベルギーでストロンチウム-89 治療の場合の入院が勧告されている）規制は病院から退院する患者から出る放射能に制限を設けない。

6. 施設を規制する法令上の条項

殆どの加盟国は、原子力の規制、特に核物質の利用の外部管理の方法の作成（法規の作成）および実践する（管理の監督）中央の組織が作られている。その他の加盟国では、これらの義務は厚生省、労働省などのさまざまな部門の間で分割されている。

ハ 二. 全体的な結果の議論

EU レベルで一致させる目標領域

加盟国の代表者が述べた一般的な意見は、現行の規制条項及び規制の構造は国の保健システム及び各国にある独自の状況にあわせて残すべきであるということである。現在の状況は最大限の順応性を提供する。懸念点は、国家間の調和がその規制システムを厳しい方へ進める事である。それゆえ、各加盟国のヘルスケアシステムに取り入れる際に、廃棄物管理行為を調和させる（統一させる）ことは大変困難だということが、現時点での一般的な意見である。少なくとも

しばらくは、現在の状況（廃棄物規制や処理法に様々なものが有り、各国で異なる）を受け入れた方がよいように思われる。

European Commission の代表者は放射性廃棄物処理の枠組みや管理を調和させる問題は、各国の現状の比較と客観的評価の作業が終了するまでは決めないでおくという姿勢である。

各施設が法令に適合しやすい改善、病院による自己モニタリングの確立、新しい European Directive 96/29EUR に適合するような法律改正、手順などの作業が殆どの加盟国で既に行われているという事実は参加者が示している。この European Directive の適用はある程度、医療施設における放射性廃棄物管理の調和への重要な一段階となりうる。

問題点

医療利用における非密封放射性核種の量はデータは正確でないと述べている。さらに良く構成された最新の統計やその流れを管理することは、最優先となる要件ではない。この量や流れの情報はいくつかの監督庁に分かれて存在するか、もしくは、施設にとどまる；中央化されることはない。

放射性廃棄物を処理する十分な手段が不足していることは、いくつかの加盟国において問題になっている；不十分な数の焼却炉（より厳しい環境防護状況からの結果）は、廃棄物の長距離輸送及び管理費用を高くする。焼却炉プラントと協力して廃棄物を管理する勧告はされている。隣国の専門的なセンターへの医療放射性廃棄物の輸送は、費用削減及び安全性レベルにおいて有利であるだろう。

感染の危険性、毒性の危険性などのさまざまな危険性を持つ放射性廃棄物の問題は、特別な分析と適切な解決法の開発を必要とする。この問題の分析は、いくつかの加盟国、とくにフランスで取り扱われている。

専門的なセンターでの廃棄物処理費用の増加は、それを行っている施設では支障が出ている（パイロットスタディで示されているように、特に大学）。高い費

用（13.5～20 ユーロ/MBq）は放出前の廃棄物の現場での一時的な保管を増加させている。もちろん、高い費用の概念は、施設の予算か又は全体的な Public Health の予算かによって異なる。

放射性廃棄物に関する状態の今後はどうなっていくのであろうか。甲状腺治療における I-131 の使用が増加し、下水道システムに放出するヨウ素 131 の量も増加すると予測される；また、心臓、前立腺疾患への新しい代謝治療が急速に開発されている。

最新の European Directives(BSS and Patient Directive)への各國の適応は、すべての加盟国における規制の見直しを要求し、特に導き出された限度、放出限度など、基準の再検討を要求する。いくつかの加盟国は実際上の影響を重要と考え、その他の国は実際上の影響をそれ程重要視しない。新しい低い排出限度は放射性廃棄物量を増やし、全体的な管理費用を増加する。

EC の将来的な方策への勧告

医療施設における放射性廃棄物の安全管理に対する一般的な原理を定めるガイドブックを準備する事は、いくつかの加盟国、特にスウェーデン、フィンランド及びスペインの同意が得られた。このガイドブックは（適切な行為のためのマニュアル）、異なった方法論と ALARA 原理の適用を比較することができる。これは、多くの行為に対する勧告を作成するために役立つ：放射性物質の分別方法、保管及び廃棄処分される廃棄物のための技術、減衰保管する施設に対する規準、患者に投与した後の下水道への廃棄物処分、放射性医療廃棄物の焼却、従業者の訓練など。ガイドブックの内容を決めるために、加盟国からの技術的専門家でワーキンググループを作ることが提案された。

| | | | | | | | | |
|--|--|--|--|---|---|---|---|---|
| 規制当局 規制当局 | ベルギー ・SFR:電離放射線の 防護 ・STIN:原子力設備の技術的 安全性 標準はFederal Nuclear Control Agency[...] | デンマーク 許可業行 National Board of Health through National Institute of Radiation Hygiene | フィンランド Radiation and Nuclear Safety Authority-STUK (Radiation Act § 70-2) ・Bureau de la Radioprotection(Directo- rate-General for Health 内) | フランス ・OPRI(Office for the protection against ionising radiation) ・Bureau de la Radioprotection(Directo- rate-General for Health 内) | ドイツ ・OPRI(Office for the protection against ionising radiation) ・Bureau de la Radioprotection ・OPRI ・ANDRA(National radioactive waste management agency: Act No. 91-1381) | ギリシャ Greek Atomic Energy Commission | アイルランド Radiation Protection Institute of Ireland(RPI) 13.Low n.1860) | イタリア Ministry of Industry (art. art. ポルトガル Commission Directorate for the Health Local Authority of the Labour Inspectorate (調 査) |
| 核棄物監督官庁 Nuclear Waste Management Agency | ONDRAF | | | | | | | |
| 国の規制 Royal Degree | | | | | | | | |

| | | | | | | |
|-----------------------|---|---|--|--|--|---|
| 放射性廃棄物の規則 ペルギー | デンマーク ・放射性廃棄物(Order no.495)、(1512/91 S 24) ・廃棄処分に対するガイドライン原則(1987年) | フランス ・Radiation Degree ・放射性廃棄物の再利用 ・ST-Guideline 2(放射性廃棄物及び排出:必要条件及び限度) ・危険度の高い人のためのグループの要効率0.01 mSv/年を超えない。 ・廃棄物処理の仕事で集積預託業者があなたがimanSyを超えない。 | ギリシャ ・AIG 5.9:廃棄物処分及び物質の再利用 ・放射性廃棄物のチキスト2つ:1970年6月6日 Official Journal/Advice of the...、1981年10月30日Decree(項目8:濃度限界) -ACOMEN(Group for concerted action in nuclear medicine in the south of France)勧告 | ドイツ ・Act No.75-633:廃棄物処分及び物質の再利用 ・ST-Guideline 2(放射性廃棄物及び排出:必要条件及び限度) ・危険度の高い人のためのグループの要効率0.01 mSv/年を超えない。 ・廃棄物処理の仕事で集積預託業者があなたがimanSyを超えない。 | イタリア ・Gazzette 37/A/20.11.1974 (The Legislation Decree No. 181/74) -StrlSchV § 3 licence Gazzette (Ministeria Resolution No. 14632) | ポルトガル ・放射性廃棄物、他の放射性物質の放出 -Legislative Decree n.93/93 n.3つの大綱・高濃度の保管所、9つの一時保管所(Directive art.55(2)) |
| 許可取得の許可 ラトビア | 法律上の義務に従つた ために各病院は廃棄物処理に必要な従業員及び設備を備えた組織を持つ | 保管中放射性廃棄物の記録保持 -放射性廃棄物の処分に開する文書化した指示作成(3.1.10) 放射性廃棄物のための保管室 ・許可権以下となるよう設計された排水ルート ・検査及び治療数を毎年報告 ・放射性廃棄物に対する指示書の作成、放射性廃棄物一覧の保管、 | 物質の入手と放出の一覧表 ・安全責任者はSTUK(§ 19)に記録。ST-Guideline 11:半減期の長い、再生するドラム缶、箱、筒のためのもの、密封容器(漏れ)保管所を持つ ・STUK半減期の長い、再生するドラム缶、箱、筒のためのもの、密封容器(漏れ)保管所を持つ ・発生した廃棄物を分別して保管、状態により分別して処理 -1-31.55MBqを超える投与量平均3日間入院 | ・測定及び記録。 -記録を監督官庁へ送付。定期的な監査。 -滅菌保管にための施設があり、技術的要件に合つ。從事者は必要な訓練を受けている。等 | ・公共下水道を通して少 量の放射能の蓄積及び 廃棄物処分に対して提供 されるる免除指示 -廃棄物取扱いを含む 施設内に添つた配線保持 システム | ・放射能区域、放射能のない区域を持つ。放射性廃棄物を保管する一時保存容器を保管(Ministerial Order n07191/97) ・大きな施設は、廃棄保管の内部配線を作成する。 |
| 最終処分・事業所 ONDRAF | ONDRADF | Riso | Lower Saxony州 Braunschweig市のAEA Technology QSA社 | 10 ⁻⁴ G:定義量/ご末満 (StrlSchV § 4(4) e) | DPRSN | 75日未満の半減期、1Bq/g未満(Legislation Decree n.230/1995)ただし複数性に由り取り入れられない |
| 放射性物質からの免除・除外 オランダ | Royal Degree | National Board of Health through National Institute of Radiation Hygiene発行の許可 | Bureau de Radioprotectionによる検動許可。OPRIによる検動前監査。 | StrlSchV § 3:医療施設の資格による放射性廃棄物の取扱い。許可又は届け出は州によって異なる | Local Authority for Industryの中央免許 (Art.13,Law n.1860)、Decree n.183/64 art.55(2)治療のための[131]射毒性源 | 操業前にNational Authorityによる法律要件の遵守のための検査を受ける。 |
| 使用免許 オランダ | 放射性物質からの免除・除外 | 安全免許:核医学部門、病院又は診療所に(StUK)より。医師個人には与えられない。 | 一定量を超える医療施設は、環境保護のための法律Degree 1710, 1711, 1720, 1721(改定Degree Note 196-197)の対象 | Great Legislation 使用許可 Radiation Protection Act | 第一G 第二G 第三G 第四G: 開通する簡便性を超える場合 Ministry of Industryの中央免許 (Art.13,Law n.1860)、Decree n.183/64 art.55(2)治療のための[131]射毒性源 | 第一G 第二G 第三G 第四G: 開通: |

| 患者からの排泄物 | ベルギー | デンマーク | フィンランド | フランス | ドイツ | 下水道へ排水 | 下水道へ排水 | アイルランド | イタリア | ポルトガル | |
|----------|--|--|---|---|---|--|--|---|---|-------|--|
| 廃棄物の種類 | ・ナホ1: 国の機関 ONDRAFへ委託 移送前の地方センターに 保管 ・ナホ3: 廃棄物提出者 <分別収集: 廃棄物の 特性、半減期> | class-1: 直接焼却炉や 下水道に送れるのも class-2: さらなる処理が 必要 | 分別3種類: ・選やかに処分、 ・後で処分廃業(減衰 後) ・特定な機関が責任を もつて <ACOMEN警告> ・タイプI: 短半減期 (<6日) ・タイプII: 短半減期(6 日～71日) ・タイプIII: 長半減期(> 71日) | 固体、液体、気体又は 空気で運ばれるもの ・固体: ①放射性医薬 品の使用から生じる廢 棄物、②患者から発生 した廢棄物、③ごましの ような小事故から生じる 廢棄物 液体状: ①放射性医薬品 の使用から生じる液体 廢棄物、②C-14、H-3 及び他のベータ放出体 により標識された生体 組織及びシンチレーショ ン液、③放射性ヨウ素 及び強毒性物質、④施 設設備の洗浄 | 正式な分類はない。 ・固体、液体、気体又は 空気で運ばれるもの ・固体: ①放射性医薬 品の使用から生じる廢 棄物、②患者から発生 した廢棄物、③ごましの ような小事故から生じる 廢棄物 液体状: ①放射性医薬品 の使用から生じる液体 廢棄物、②C-14、H-3 及び他のベータ放出体 により標識された生体 組織及びシンチレーショ ン液、③放射性ヨウ素 及び強毒性物質、④施 設設備の洗浄 | 3つのカテゴリー。C- 14、H-3以外の医療廃 棄物は第一カテゴリー。 (Decree n°15/1982/9) | 3つのカテゴリー。C- 14、H-3以外の医療廃 棄物は第一カテゴリー。 (Decree n°15/1982/9) | | | | |
| 廃棄物量 | 1,000m ³ | ・診断患者の尿からの 集荷には総量を知ること ができる。Riso以外から 1-131活性患者の尿か らの推定: 1,980GBq ・核医学施設からの推 定: 4,907GBq …・薬剤保 管 | ANDRAは毎年廃棄物 の特性を詳細に述べた 報告書を刊行。 | 問題のあるもの(Risoに 推定: 3,885GBq 1-131活性患者の尿か らの推定: 1,980GBq ・核医学施設からの推 定: 4,907GBq …・薬剤保 管)に返却 | 2,000m ³ : 病者からの 尿、糞便を除く短半減 期年間放射性廃棄物容 量を算出。 | ・ノーラーダラムは、2ヵ月 後に非放射性のものへ ・密封容器は供給者へ の返送(1992年以降)、 それ以前のものは敷地 内保管かDEMOKRITOS へ輸送又は他の供給者 へ輸出 | 廃棄処分のための国の 施設はない 推定: 23,580GBq(ほとん どはTc-99m,I-131製1 | 第二カテゴリー-1,000m ³ 第二カテゴリー-500m ³ 内 液体200GBq、 液体300GBq | 35m ³ : 200tの鉱容器 (1994年から1998年 DPRSNによって集荷さ れたもの) | | |
| 実施管理図 | ・短半減期のRIは各施 設又は地方センターで保 管-10半減期。 ・表面線量5μSv/h未 満は、免除バッケージ と一緒に焼却。 | ・なるべく感染性廃棄物 としての廃棄区分を少 なくする。 ・C-51,I-11,I-13の 放射波を含む注射器針 は滅菌後感染性廃棄物 とされる。 | 半減期100日-地方コ ミ合て焼却、通常の廃棄 物として焼却、危険廃 棄物として焼却 ・2.5Al/min/廃棄袋、表 面線量率5μSv/hを超 えない。 ・1ヶ月輸送: 25Al/minを 超えない。 ・による輸送量標準以下 にする方法もある ・C-51,I-11,I-13の 放射波を含む注射器針 は滅菌後感染性廃棄物 とされる。 | 半減期100日-地方コ ミ合て焼却、通常の廃棄 物として焼却、危険廃 棄物として焼却 ・1年間: 100GBqを超 えない。 ・100kBq以上の密封 線源を含まない。 ・100kBqを超える密封 線源はSTUKによる承 認必要 | ・半減期が75日未満: 焼 却前に適切な保管時間 ・半減期が75日以上: 貯 蔵保管所に移送され 前には減量されセメント固 化 | ・半減期が75日未満: 焼 却前に適切な保管時間 ・半減期が75日以上: 貯 蔵保管所に移送され 前には減量されセメント固 化 <IPOTでの適用> グループI: 3.7kBq/kg、 グループII: 37kBq/kg、 グループIII: 370kBq/kg、 グループIV: 3.7MBq/kg 固体状廃棄物の焼却 は、線量率がバックフ ワードと同じ(0.1~0.2μ Sv/h)それ以外は保管 | | | | | |

| | | | | | | | |
|--------------|--|---|---|---|---|---|---|
| 液体状 | ベルギー | デンマーク | ドイツ | ギリシャ | アイルランド | イタリア | ポルトガル |
| 濃度限度以下で、下水道へ | I-131600MBq委譲の投与患者は、入院。退院のための絶対射程限度1度に2.5AL/min、100MBqを超えない。 | 下水道への排出(下水道の上澄含む): ・1度に1-2.5AL/min、 ・尿は、0.1MBq/1以下 に希釈後、排水溝へ ・固体状廃棄物へ変換を勧告。液体状廃棄 Risolにより収集 | 濃度限度7.8Bq/L 取り扱い(半減期71日) 充填と保管交亘に使用できるように少なくとも2つのタンク、1年以上貯留可能。 1放射線治療病室患者の尿(ヨウ素線量)>740MBq: 収集タンクと下水道システム(便)に結合する2つに分かれたタンク ・核医学施設の衛生システム: OPRI要求の浄化タンクに連結。放置後下水道システムへ | <半減期100日: 公衆下水道への排水 下水道システムで速やかに希釈可 ・1日の最大放射能: A-1: 18.5MBq、A-2: 3.7MBq。 ・A-3/A-4: 110.5MBq。 1月間では、示された値の10倍を超えない。 -I-131治療患者: 55.5MBqより少なければ退出可(A-3/A-4)。多い場合は隔離した衛生設備のある特別な部屋。尿や糞便は特別な貯蔵タンクに収集され、滅菌後下水道システムへ(Greek Aprnic Energy Commission) | 最大濃度: 3.1TCBq/m ³ 、下水道システムで速やかに希釈可 1日平均濃度は参照濃度の15倍未満 1日平均濃度は参照濃度の60倍未満 受入れ量に対する制限値(Regulatory Degree n09/90):<IPOで適用> ・検査及び短期間に排泄物は液体廃棄物として処分 ・H-3、C-14を含む液体シンチーション溶液 ・代謝治療患者の排泄物は収集、保管、測定後処分 ・医療及ひ短時間に排泄物は液体廃棄物として処分 ・H-3、C-14を含む液体シンチーション溶液 ・放射能適が排出できる値に貯蔵 | ・免除閾値を超えない場合は、そのまま排水へ ・半減期75日以上上の核種は、単純に保管あるいは、固体廃棄物を分別して保管。 ・診療患者のトイレは特別なタンクに収集し、保管排水へ ・代謝治療患者の排泄物は収集、保管、測定後処分 ・検査及び短時間に排泄物は液体廃棄物として処分 ・H-3、C-14を含む液体シンチーション溶液 ・放射能適が排出できる値に貯蔵 | ・免除閾値を超えない場合は、そのまま排水へ 待つか後で処理するか 約5m ³ に加工される。 ・年間平均濃度は参照濃度の15倍未満 ・月平均濃度は参照濃度の60倍未満 ・IAEA(年間受入れ量に対する制限値) n09/90:<IPOで適用> ・検査及び短時間に排泄物は液体廃棄物として処分 ・H-3、C-14を含む液体シンチーション溶液 ・放射能適が排出できる値に貯蔵 |
| 気体 | | | | | | | |
| 全休 | | | | | | | |
| 限度以上 | 地方で保管 | | STUKで保管 | ANDRAへ移送 | StrischV § 82に従って、一時保管あるいは特別な機器(AEA technology)に委ねる | 資格状況に従つて輸送又は地方で長半減期物質を処理できない病院は、廃棄物を病院内に保管しなければならない。 | General Directivity for Healthが状況を再評価するたに報告 |

| | | | | | | | |
|--|---|--|---|--|--|---|---|
| 提案、改善 ・認可適用者リストの準備及び刊行 ・保管設備の要件の正確な基準 ・放射性廃棄物管理の方針を各施設が規則する ・種類、測定の品質等の廃棄物管理報告 ・保管、廃棄処分された放射性廃棄物質の一覧表 ・廃棄物量の年間報告 | デンマーク ・排出、保管及び最終的に廃棄物処分される放射性廃棄物の一覧を持つ ・放射性廃棄物の保管のため利用されている施設は、その目的のために設計されていない。 ・放射性廃棄物の保管のため利用されている施設は、その目的のために設計されていない。 ・放射性廃棄物の保管のため利用されている施設は、その目的のために設計されていない。 ・放射性廃棄物の保管のため利用されている施設は、その目的のために設計されていない。 | フランス ・放射性生物質感染性生物の管理の量適化・液体の防水性、不正に開放できない、可燃性、小さく、防⽔性、一貫を持つ ・放射性廃棄物の保管のため利用されている施設は、その目的のために設計されていない。 ・放射性廃棄物の保管のため利用されている施設は、その目的のために設計されていない。 ・放射性廃棄物の保管のため利用されている施設は、その目的のために設計されていない。 ・放射性廃棄物の保管のため利用されている施設は、その目的のために設計されていない。 | ドイツ ・定まった手順に従った手順における滅菌施設における滅菌の実施することができる。 ・EU内に圏域を超えて実施することが可能に加。印前に滅菌消毒剤を添付する。 | ギリシャ ・定まった手順に従った手順における滅菌施設における滅菌の実施することができる。 ・EU内に圏域を超えて実施することが可能に加。印前に滅菌消毒剤を添付する。 | アイルランド ・G-14の多くの使用者は処分する際に困難を経験している | イタリア ・Legislative Decree n.230の経済的な法令を緊急に公布する。 | ポルトガル ・医療施設の放射性廃棄物計画は、一教する計画を持たない。 ・医療施設は、ほとんどどの施設には施設に関する手順は、関連する委員会の養成及び承認を得る。 ・放射性廃棄物管理の原則を基本にする放射性廃棄物の方策を持つ ・文書化された手順書が、全ての施設に備わっていない。 ・廃棄、放出の記録フォームが全てに備わっていない。 |
|--|---|--|---|--|--|---|---|

| 規制当局 | スペイン Nuclear Safety Council(CSN): Act 15/80(32-01- 92),Act40/94(32-12- 94) | スウェーデン Swedish Radiation Protection (SSR)(Act on Radiation Protection (SFS 1988:220)により) | オランダ SSI | イギリス Environmental Agency(エ ンバロメント・エージェンシー) Scottish Environment Protection Agency (SEPA:スコットランド)、 Industrial Pollution and Radiochemical Inspectorate(北アイル兰 ド) |
|---------|---|---|--|--|
| 廃棄物監督官庁 | [国の規制] | <p>•Basic Nuclear Energy Act 25/65(29-04-64), •Act 25/68(20-01-68), •Act40/94(30-12-94) •Radiological Protection Regulationを 承認 Royal Decree53/92(24-01- 92), •Radiological Protection Installation Regulationと 承認 Royal Decree 2669/72(21-07-72) •人使用に関する放射 性医薬品の適用: Royal Decree479/93(02-04- 93)</p> | <p>•Ministry of Housing and Environment •Ministry of Social Affairs and Employment and the ministry of Health •Welfare and Sport</p> | <p>同上</p> <p>•Ministry of Housing and Environment •Ministry of Social Affairs and Employment and the ministry of Health •Welfare and Sport</p> <p>•Radiation Protection Decree § 5 Nuclear Energy Act (Radiation Protection Decree)</p> <p>•Radiation Protection Decree 1993(RSA) Ionising Radiation Regulations 1985. 従事 者の被ばく規制、責任 ある人の指示による実 施、患者被ばく・放射設 置の記録保存、専門 家の助言 がダンス助言: ARSAC(Administration of Radioactive Substances Advisory Committee), RWMAC(Radioactive Substances Advisory Committee), Environment Agency Small Users Liaison Group and the Ionising Radiations Advisory Committee -Medicine Regulation 1978: 放射性物質を用 いる診療等の事前認可</p> |

| 規則 | 国 | 規則名 | 規則内容 | 規則名 | 規則内容 |
|---------------|---------------------------------|---|---|---|------|
| 放射性廃棄物の規則 | スペイン | Spanish Radioactive Waste Management Company(ENRESA)承認 Degree 5/22/B4(04-07-84) | ・SSI FS 1983:7 ・SSI FS 1983:71により、短半減期の95%地方自治体の排水施設に、Studsvik Nuclear AB ・最終処分場 SRF or SFL 射能の記録: Royal Degree 4/19/93(02-04-93) ・Radiological Protection Officerの任命 (Safety Council) <廃棄物施設> ・ENRESA ・El Cabril <制限> Regulation Governing Transport by Road of Hazardous Materials for Type A | イギリス Radiation Substances Act 1993(RSA); 放射性廃棄物の収集(保管)及び委業処分の権限授与 ・RWMAC: Radioactive Substances Advisory Committee助言する | |
| 許可取得の許可 | | 廃棄物分類システム (表6) | | | |
| 最終処分、事業所 | ENRESA El Cabril | SIF, SFL 処理プラント(Studsvik Nuclear AB) | CORRA: 政府認可の唯一の廃棄物取扱い組織 | | |
| 放射性物質からの免除・除外 | | | 100Bq/gもしくは自然放射性核種500Bq/g未満 | Radioactive Substances (Hospital) Exemption Order 下登録、許可不要 | |
| 使用免許 | Regulatory Authority(又は地方)による許可 | SSIからの許可 | Nuclear Energy Act 下の資格 | RSAの登録。各施設にあわせたtailored | |

| 放射性廃棄物の対象 | スウェーデン | オランダ | イギリス |
|----------------|---|---|--|
| 公的機関による監査、測定 | Safety Council 予告なし しの監査もOK | 監査: ministry of Social Affairs and Employment, ministry of Housing Spatial Planning and Environment | 監査:環境局、Health and Safety Executive, Department of Health, (主要病院は9ヶ月毎、小病院は2年毎) |
| インビトロ | 主な核種の使用量 344,000GBq(1997年) 3,600件 | 120,000件(1993年) 3,600件 | 30,000GBq(1988年) Tc-99mが90% 現在も変化していない |
| 医療施設の分類 | 2つのクラス2番目のクラスに3つのカテゴリー | 500,000件 | 危険度に応じる4つのカテゴリー ・A:潜在的に高い危険度を持つ(医療分野には存在しない)、 ・B:比較的大量、治療など、 ・C:D適切に装備された化学施設(病院多い) |
| インビトロ | 239(カテゴリーⅡ・核医学) | 33(100施設がNuclear Energy Actの資格をもつ(COVARに管理を委ねるのは約40) | 33(33のうち非密封線源の治療) |
| 治療 | | | |
| インビトロ | 108(カテゴリーⅢ) | | |
| 放射性廃棄物の定義 | もう使用されない放射性物質、Regulatory Authorityによる限度より大きな値の廃棄物 | 将来使用されない、再利用の予期されない気体、液体、固体の放射性物質。大気、水又は地中への廃棄を除いて、認可の与えられた人による廃棄処分または廃棄処分予定のもの。 | 固体廃棄物、液体、気体放出物、シンチレーション溶渣。 |
| 放射性廃棄物からの免除・除外 | Regulatory Authorityによって確立された値よりも小さい | 半減期が100日以下。 100Bq/ルベル以下、放射性リスクが 10^{-6} 未満のとき、放射性廃棄物と考えない。 | 放射能がVery Low Level Wasteの一般的制限より低い焼却灰 |

| 患者からの排泄物 | スペイン | スウェーデン | オランダ | イギリス |
|-------------------------------------|--|---|---|--|
| 施業物の種類 | S1:圧縮可能な固体 S2:圧縮不可能な固体 S3:動物の死骸・生物 学的固体 S4:硬い容器中の針 S5:特定容器物 M1:混合施業物 L1:有機液体 L2:油 L3:特定液体施業物 F1:TypeAの規制個を 超えず、20Lを超えない 梱包 F2:TypeAの規制個を 超えず、80Lを超えない 梱包 F5:下1,F2の制限を越え る梱包 | COVRA政令認可の唯一の施業物取扱い組織 が行う。アリファ輸出、C-T1/2>15y、D: T1/2<15y | | |
| 施業物量 | 年間平均排出量292kg 表2、3、5、7、図5 | Am^3/EGBq 、固体状圧 縮可能な施業物: 40/20、液体:20/40、シ ルージュハイツ:10/4、 死骸:1/1、密封梱包: <1/90 | Am^3/EGBq 、固体状圧 縮可能な施業物: 40/20、液体:20/40、シ ルージュハイツ:10/4、 死骸:1/1、密封梱包: <1/90 | 密封源は製造者か SafeGuard International に返却 |
| Mo-99/Tc-99mジエネ レータシステム、密封線 源 | ジエレータシステムは供給 者へ返却 | Ir-192等いくつかの密 封線源は製造者へ返却 | 図6.1 | 例:工業焼却所へ輸送 (Rechem Leish Environment Clinical Waste Ltd.) |
| 実施管理図 | 図1、3、4、6 固体状 | ・輸出射能が1ヶ月で 10AL/minを超えない場合 地方自治体の施業物 処理プラントに運搬。 ・1個あたりAL/minを超 えない。 ・表面:5μGy/hを超 えず、特別なバケージ の要件ラベル、内容、 送り主の署名及び日 付) | 図6.1 | |

| | | | | |
|------|------|--|--|---|
| 液体状 | スペイン | スウェーデン | オランダ | イギリス |
| | | ・ヶ月10Al/min、かつ1回Al/minあるいは100MBqを超えないれば一般下水道システムへ、液体シートレーション後アルファ放出体を含まず、他の核種が、10Bq/ml未満であれば放射性物質ではない、 | 例:月あたり ・Tc-99m 280GBq ・I-125,I-131(合計で) 50GBq、 ・他(合計で) 185GBq | |
| 気体 | | | | 例:日あたり ・Xe-133; 2.22GBq ・Xe-127; 1.11GBq ・C-11,N-13,O-15,F-18(合計で) 33GBq |
| 全体 | | ラベルの添付(項目) ・物理的/化学的(必要であれば生物学的)記載 ・容積又は大きさ ・分類の種類 ・次のルート ・核種/レベル | 半減期が100日以下。 半減期までに最大2年間施設内の保管が可。 100Bq/レベル以下。 射性スクリューが10 ⁻⁸ モルのとき、放出できる ②C-14,H-3< 4MBq/0.1m ³ 、 一つの項目において 400kBq | COVRAへ移送 |
| 限度以上 | | ENRESAへ移送 | | |

| 提案、改善 | スペイン | スウェーデン | オランダ | イギリス |
|---|------|--------|------|--|
| <p>・各国の情報交換を行い、適切な行為のガイドラインの作成⇒規制枠組みの標準化</p> <p>・"in-house"管理・処理の推進</p> | | | | <p>・放射性廃棄物の規制は堅固で、規制枠組みは柔軟。公衆に対する高い基準を持つ</p> <p>・EUの調和してより厳格なシステムを作ることは望ましい。</p> <p>・合理的な費用で放射性廃棄物処分を行うこと。</p> <p>・廃棄物処分所の能力不足。特に有機シンチレーション廃棄物の廃棄処分ルートの不十分</p> <p>・1-131大量投与治療者の増加、液体廃棄物の増加等⇒何らかの減量システムが必要</p> |